

事業所の新設・増設をご計画の事業者の皆様へ

事業所設置優遇制度のご案内



I N D E X

- 1 事業者の皆様へ 事業所設置奨励制度・・・・・・・・・・ P 1 ～ 3
- 2 製造業の事業者の皆様へ
半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置制度・・ P 4

三重県 多気郡 明和町

〒515-0332

三重県多気郡明和町大字馬之上945番地

明和町役場 まちづくり戦略課 まち開発係

電話：0596-52-7112

FAX：0596-52-7133

e-mail：senryaku@town.mie-meywa.lg.jp

http：//www.town.mieiwa.mie.jp/

事業所の新・増設をご計画の事業者の皆様へ

事業所設置奨励制度のご案内

明和町では、産業振興と雇用促進等による地域の活性化を目的として「明和町事業所設置奨励条例(平成17年9月22日施行、令和10年3月31日までの時限制度)」を設けています。

この制度は、一定の要件を満たす事業所の新設または増設に対する奨励措置として、事業者に奨励金を交付するものです。

制度の概要

1. 対象業種 「三重県の交付する補助金等からの暴力団排除要綱別表一」に該当する事業者、明和町総合計画の方針に基づいたものでない事業を行おうとする事業者、その他町施策に鑑み、指定することが適当でないと認める事業を実施する事業者を除いた事業者が対象となります。

詳細については、明和町役場まちづくり戦略課まち開発係までお問い合わせください。

2. 対象となる地域 明和町内全域が対象地域です。

3. 対象要件

①事業者(法人・個人)による事業所の新・増設において、投資額が5千万円以上。 ※増設の場合は投資額が2千5百万円以上を対象とする。

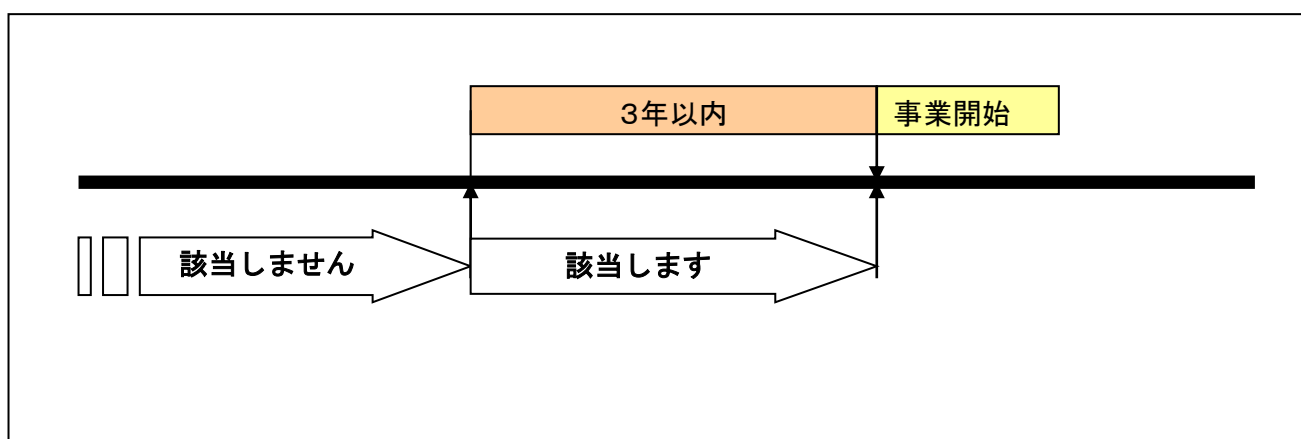
②町税を滞納していないこと。

なお、新・増設した事業所の事業開始後30日以内に、奨励措置指定申請が必要です。

※用語の定義

▽投資額:事業所の新・増設に係る土地・家屋・償却資産に対して事業者が直接投資した資金の額をいいます。

▽土地:事業を開始した日前3年以内に、取得されたものに限りです。

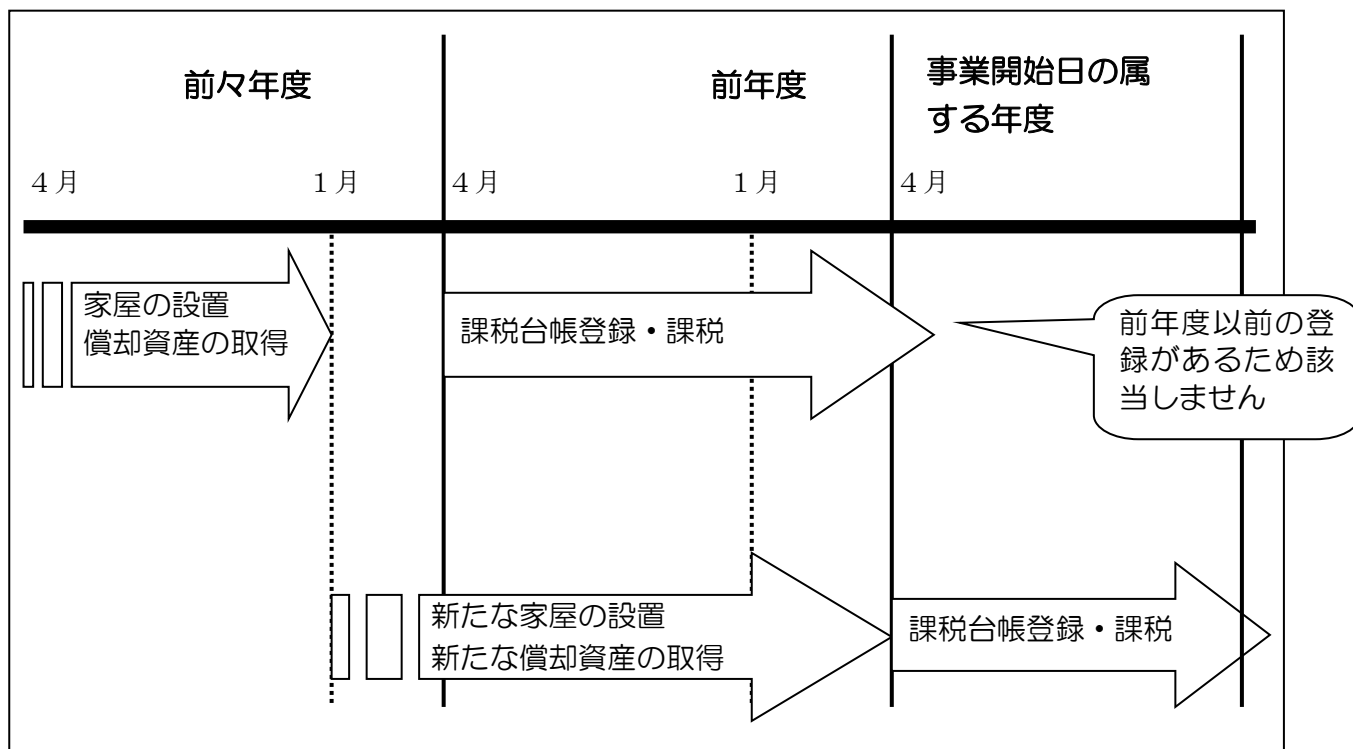


▽家屋:事業所の新・増設に際して、事業者が新たに設置したもの(事業者所有)に限りです。

※事業開始日の属する年度の前年度以前において事業者所有の固定資産税台帳に登録がないこと。

▽償却資産：事業所の新・増設に際して、事業者が新たに取得したもの（事業者所有）に限ります。

※事業開始日の属する年度の前年度以前において事業者所有の固定資産税台帳に登録がないこと。



▽新規雇用正社員：事業所の設置により事業を開始した事業所において新たに雇用された方で、期間の定めのない労働契約（雇用期間の定めのない雇用であって、当該事業所において正社員として位置づけられるものをいう。）を締結し、本町に住所を有する方をいいます。

▽障がい者である新規雇用正社員 新規雇用正社員のうち、都道府県知事より身体障害者手帳の交付を受けられた方、又は都道府県知事より精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられた方、若しくは都道府県知事より療育手帳の交付を受けられた方をいいます。

▽基準年度：施設等に固定資産税を最初に課すべきこととなる年度

▽町内の工業団地：大淀工業団地、見中工業団地又は明和工業団地ほか町長が認めるもの。

▽町内工業団地内操業：町内の工業団地内に事業所を設置し、事業を開始した場合のことをいいます。

4. 奨励措置の概要

①奨励金交付期間

施設等に固定資産税を最初に課すべきこととなる年度から3年間

②奨励金交付額

固定資産税相当額に対して、1年目 100/100、2年目 75/100、3年目 50/100（町内工業団地内操業の場合は、1年目 125/100、2年目 100/100、3年目 75/100）を乗じた額（1,000円未満切捨て）です。

1年目に交付した奨励金は、2年目及び3年目の奨励金で精算される場合があります。

③奨励金の加算

新規雇用正社員1人の雇用につき25万円、障がい者である新規雇用正社員1人の雇用につき35万円を基準年度から3年間を上限に、奨励金の額に加算されます。

なお、奨励金の算定基礎となる固定資産税相当額は、事業所の新・増設に係る土地・家屋・償却資産分（各事業者所有分）です。また、賃貸事業の用に供するものを除きます。

④奨励金(加算措置の額を含む)の限度額

3年間で1億円です。

例えば、町外の事業者が明和町に事業所を新設した場合・・・

注意

▽店舗を新設、事業を開始

土地:事業者が取得・事業開始日前3年以内に取得

事業者取得・造成費用5,000万円

家屋:事業者が新たに設置したもの、建設費用2,000万円

償却資産:事業者が新たに取得したもの、取得費用1,000万円

※事業者の投資合計:8,000万円 $\geq$ 5,000万円

新規雇用正社員:3人、うち障がい者である新規雇用正社員:1人

25万円 $\times$ 2人=50万円

35万円 $\times$ 1人=35万円

合計85万円が加算されます。

(事業開始日前1年以内に正社員として新規雇用)

▽事業者から町へ、奨励措置指定申請・・・事業開始日から30日以内の申請が必要です。

▽町から事業者へ、指定事業者可否決定通知

▽施設等に固定資産税を最初に課すべきこととなる年度以降3年間、指定事業者から町への交付申請に基づき、奨励金交付します。

奨励金の額 1年目:本年度固定資産税相当額の100/100

2年目:本年度固定資産税相当額の75/100

(1年目の交付額によっては精算)

3年目:本年度固定資産税相当額の50/100

(1年目、2年目の交付額によっては精算)

5. その他

令和10年(2028)3月31日までの時限制度です。

6. 詳細内容の問い合わせ先等

明和町役場まちづくり戦略課まち開発係

【電話0596-52-7112、Mail:senryaku@town.mie-meiwa.lg.jp】

※奨励措置指定申請に際しましては、投資額に係る土地・家屋・償却資産の要件等、詳細な内容について担当まで事前確認・相談くださいますよう、お願いいたします。

半島振興対策実施地域における 固定資産税の特別措置制度

*** 制度の概要 ***

1. 対象となる業種・要件

- ① 新設・増設に係る製造事業用・旅館事業用設備（家屋・償却資産）の取得価額の合計価額が下記に示す下限値以上であること。
- ② 租税特別措置法の適用を受けている設備であること。

資本金	取得価格
1000 万円以下	500 万円以上
1000 万円超 5000 万円以下	1000 万円以上
5000 万円超	2000 万円以上

2. 対象となる地域

明和町内全域（半島振興対策実施地域区域内）が対象地域です。

3. 措置の内容

該当する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に該当する家屋の建築の着手があった場合における当該土地）に対する固定資産税3年度分について、町税規定の10分の1の税率で課税（不均一課税）

4. 詳細内容の問い合わせ先等

明和町役場税務課固定資産税係

（電話0596－52－7113、メールアドレス：zeimu@town.mie-meiwa.lg.jp）

※1月1日現在のもを同じ年の1月31日までに、新設・増設の旨の届出が必要です。